

2024年11月20日

各位

碧海信信用金庫

「ハキシンスステナビリティ・リンク・ローン」の取扱開始について

碧海信信用金庫（理事長：深谷 誠）は、「ハキシンスステナビリティ・リンク・ローン（以下：ハキシンスLL）」の取扱いを開始しましたので、お知らせします。

本商品を通じてお客さまの脱炭素経営に係る取り組みをご支援することで、お客さまと共に持続可能な地域社会の実現を目指してまいります。

記

1. 「ハキシンスLL」の特徴

本商品は、お客さまがサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）として設定したCO₂排出量削減に関する挑戦目標の達成状況と融資条件が連動し、目標達成時には金利の引き下げを行う融資商品です。

2. 取扱開始日

2024年11月20日（水）

3. 第三者評価について

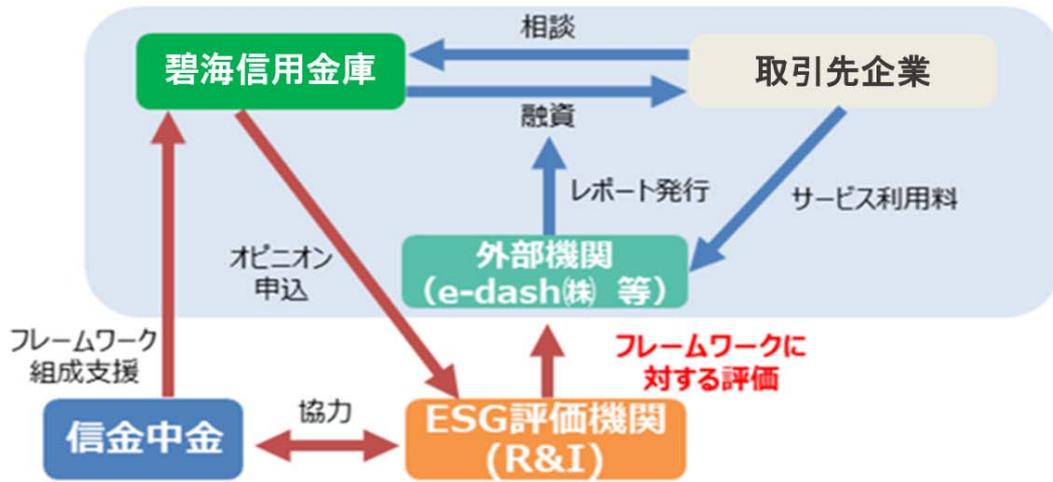
信金中央金庫の組成サポートを活用し、当金庫が策定した本フレームワークは、国際的な原則やガイドラインに適合していることを、株式会社格付投資情報センター（R&I）より第三者評価を受けております。

4. 「ハキシンスLL」の概要

対象先	当金庫会員資格を有しており、自社の脱炭素化に関する挑戦目標をお持ちの法人事業者
貸付金額	1,000万円以上
資金用途	運転資金または設備資金（CO ₂ 削減に関する用途に限定しません）
貸付形式	証書貸付（元金均等）
貸付期間	運転資金：3年～7年以内 設備資金：3年～10年以内
貸付利率	当金庫所定変動金利 ・SPTs 目標達成時：当初金利から引下げ ・SPTs 目標未達時：当初金利を適用
取扱手数料	当金庫所定の手数料
その他	設定したSPTsの達成状況について年1回、当金庫への報告とお客さまのホームページ等にて公表いただきます

※審査の結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので予めご了承ください。

【フレームワーク図】



以上

碧海信用金庫

2024年11月20日

へきしんサステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク

サステナブルファイナンス本部
担当アナリスト：左近充 直人

格付投資情報センター(R&I)は、碧海信用金庫の「へきしんサステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク」(2024年11月策定)が、以下の原則・ガイドラインに適合していることを確認した。本フレームワークは碧海信用金庫が自らの資金調達のためではなく取引先向けに取り扱う金融商品として策定しており、R&Iの評価は本フレームワークに基づき組成される個別案件には及ばない。

サステナビリティ・リンク・ローン原則(2023、LMA等)

サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(2022、環境省)

■オピニオンの構成

- 碧海信用金庫の概要
- 「へきしんサステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク」推進に係る碧海信用金庫のサステナビリティ方針
- サステナビリティ・リンク・ローン原則及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインに対する適合性
 - KPIの選定
 - SPTsの設定
 - ローンの特性
 - レポートニング
 - 検証

1. 碧海信用金庫の概要

碧海信用金庫は愛知県安城市に本店を置く信用金庫である。「中小企業ならびに国民大衆の地域金融機関として地域経済振興のため貢献する」を基本方針に掲げ、地域における金融サービスの提供と中小企業への経営支援を通じて、地域経済の活性化に向けて取り組んでいる。

碧海信用金庫の営業エリアの中心である愛知県の西三河地区は、自動車産業を主要産業として発展してきた。特に、安城市を含む碧海5市(安城市、刈谷市、知立市、碧南市、高浜市)は、大手自動車メーカーのグループ企業の本社があるなど、関連事業者の集積地であり、日本を代表する「ものづくり」のエリアとなっている。昨今、特に自動車産業ではカーボンニュートラルへの要求が高まっており、中小企業の事業に与える影響は小さくなく、課題意識の高い地域となっている。また、飲食や建設、運輸などの他業種においても、当地区に拠点を置く事業者は少なからず自動車産業の影響を受ける環境にあり、自動車関連の中小事業者の帰趨次第では、地域経済の衰退につながりかねない経済社会構造となっている。碧海信用金庫は、地域金融機関として、地域一体となったGXをはじめとするサステナブル経営に対し支援を強化している。

本フレームワークは碧海信用金庫の基本方針等の趣旨を踏まえ、環境面から地域課題に焦点を当て金融の面から地元企業の事業活動を支える目的で策定されている。

2. 「へきしんサステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク」推進に係る碧海信用金庫のサステナビリティ方針

碧海信用金庫は、2010年8月に「環境方針」を制定し、環境に配慮した金庫経営を実践してきた。2019年9月には「地域金融機関として、SDGsへの取り組みを通じて、持続可能な地域社会の実現に貢献します」とするSDGs行動宣言を表明し、取引先や地域の多様なニーズに対応することで、地域の生産性向上と地域経済の発展を目指している。また、地方自治体とSDGsに係る包括連携協定を締結し、地域のSDGsに関する取り組みについて積極的に連携している。2024年度より開始した第11次中期経営計画では金庫横断的な取り組みとしてGXへの取り組みを掲げ、「金庫」「お客さま」「地域」それぞれに対する中長期戦略を策定している。

碧海信用金庫では、カーボンニュートラル支援を体系立て、「知る」「測る」「減らす」のステップに照らして、セミナー開催、CO₂排出量算定業者との提携、CO₂排出量削減支援策の紹介やSBT認定取得支援など、一気通貫での伴走支援を行っている。また、関連の金融商品として、環境省や経済産業省の省エネ設備導入に係る利子補給金制度や、個人向けの住宅のエコ関連設備(太陽光発電、家庭用蓄電池等)の導入・設置・修繕等に利用できる「地球にやさしいリフォームプラン」等を取り扱っている。

本フレームワークの策定はこうした取り組みの延長線上に位置付けられるもので、ファイナンスによるサポートを背景に取引先企業に対しESG分野での取組機会を提供し地域の持続可能性を高めていくことを目的としている。本フレームワークに紐づく融資サービスを中堅・中小企業まで広げ、企業規模に関係なくサステナビリティ活動のすそ野を拡大するという点からみても、碧海信用金庫の基本方針やSDGs行動宣言等の趣旨に合致した内容である。また国際的な原則やガイドラインが期待する持続可能な社会に資するファイナンスの形成にも沿った取り組みである。

3. サステナビリティ・リンク・ローン原則及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン に対する適合性

本フレームワークは、サステナビリティ・リンク・ローン(以下、SLL)を構成する 5 つの要素(KPI の選定、SPTs の設定、ローンの特性、レポーティング、検証)について、「サステナビリティ・リンク・ローン原則 2023」(以下、SLL 原則)、「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版」(以下、SLL ガイドライン)が求める事項を満たし、SLL を通じて借入人のサステナビリティ向上を促すよう設計されている。

(1) KPI の選定

① 選定される KPI

対象とする KPI は「CO₂ 排出量の削減率」とし、借入人だけでなく貸付人である碧海信用金庫でも客観的に確認できるよう、定量的に測定可能であることを条件としている。

② KPI の重要性

脱炭素化は全ての企業が取り組むべきものであり、業種を問わず企業のサステナビリティに関係する。借入人の事業活動に伴う環境面でのネガティブなインパクトの緩和を促すことを狙いとしており、碧海信用金庫は借入人との対話において、企業理念や事業方針に加え、サステナビリティに関する戦略を把握する。KPI は碧海信用金庫の企業理念や経営理念等の趣旨とも合致しており、本フレームワークで選定される KPI の重要性に問題はない。

(2) SPTs の設定

① SPTs の概要

SPTs は選定した KPI に対応して野心的かつ有意義で定量的に測定可能な目標を融資期間にわたり、「数値化された年次目標」として設定する。借入人に対しては、自社の事業及びサステナビリティ戦略と SPTs に関連性を持たせ、国・地域・国際的な CO₂ 排出量の削減目標や同業他社のパフォーマンスを考慮し、BAU(Business as Usual)と比較し大幅な改善を目指す目標設定を求める。

② SPTs の野心性

SPTs の野心性は以下の 3 つの観点の組み合わせによって判断される。

A) 国・地域・国際的な公式目標との比較

B) 同業他社のパフォーマンスとの比較

C) 借入人自身のトラックレコード(原則過去 3 年分)、また、可能な限り、KPI に関する将来的な予測情報

③ SPTs の達成手段と不確実性要素

KPI の選定及び SPTs の設定のプロセスを通じて、借入人のサステナビリティ目標と目標達成に向けた具体的取組みの意志及び計画を確認する。SPTs 達成のための施策及びネガティブ要素を始めとする不確実性はこのプロセスを通じて洗い出すよう設計されている。

④ SPTs の妥当性

SPTs は借入人と営業店の間で対話・協議し設定する。KPI の重要性和 SPTs の妥当性は本部組織の経営企画部が SLL 原則や SLL ガイドラインに照らし最終判断する。クレジット評価を行う融資部は KPI の重要性和 SPTs の設定についての判断に関与しない。

KPI の重要性和 SPTs の野心性等案件のサステナビリティ性の判断は営業推進やクレジット判断とは異なる立場の経営企画部が実施する設計になっており、SLL 原則が KPI の選定や SPTs の設定で求める要件を満たすことを求めている。SPTs の妥当性の判断や検証対応が難しいと判断した場合は外部機関に評価を依頼するか、本フレームワークに基づく融資ではなく通常融資として対応する。以上を踏まえると、SLL 原則や SLL ガイドラインに適合した KPI や SPTs が設定される体制が整っていると考える。

(3) ローンの特長

借入人の SPTs 達成への動機付けとして、達成時には契約内容に基づき金利を引き下げるインセンティブ設計となっている。達成時に引き下げた金利は累積せず、SPTs に達しなかった場合は元の金利に戻す。インセンティブに関する内容(SPTs 達成の判定時期、達成時の金利引き下げ幅及び金利適用時期等)は借入人と締結する金銭消費貸借契約書に属する債権書類(特約書)に明記される。

SPTs 達成時のインセンティブが借り手のサステナビリティ・パフォーマンスの向上を促すことを考慮し設定され、SLL 原則や SLL ガイドラインが求める要件を満たしている。

(4) レポーティング

借入人は融資期間にわたって、年1回、融資実行にあたって締結した契約内容に基づき、SPTs の達成状況等を碧海信用金庫の営業店に報告する。報告にあたっては検証業務に必要なエビデンス等疎明資料も併せて提出する。レポーティング内容と疎明資料は経営企画部にも共有される。レポーティング内容は借入人、または碧海信用金庫のウェブサイト等で公表する。

SLL 原則、SLL ガイドラインにおいて、借入人は少なくとも年1回貸付人が SPTs の達成状況のモニタリングを行う際に、その野心的な内容が保たれ借入人の事業と関連性があると判断するのに十分な最新状況を貸付人に提供すべきとしている。本フレームワークは借入人に対して、レポーティングの際には検証業務を行う際に必要なエビデンスやデータ等の疎明資料を提出することとしており、SLL 原則や SLL ガイドラインが求める要件をクリアしている。レポーティング内容についても透明性が確保されている。

(5) 検証

KPI の実績値に関して、借入人は碧海信用金庫が指定する独立した外部検証機関に CO₂ 排出量の測定を依頼し、その結果をレポーティング資料の一部として碧海信用金庫に提出する。経営企画部は第三者機関が測定した借入人の CO₂ 排出量の数値に関するレポート内容と計測基準や集計範囲等を確認する。経営企画部は検証結果に基づく金利変更の有無を判断し、その結果に基づいて営業店は金利変更手続きを実施する。

以上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をしないものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をしないものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をしないものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。